平成２７年（フ）第２０５号
岡山県倉敷市玉島陶1244番地
破産者　髙見　克己
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２２０号
徳島県鳴門市撫養町弁財天字三ツ井丁40番地
破産者　中村　定雄
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６１９号
北九州市八幡西区熊西１丁目３番22号（101号）
破産者　森田　政博
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１３６号
北九州市八幡東区帆柱４丁目９番６号
破産者　柴田　　健
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５６号
大分県宇佐市大字長洲3905番地の１
破産者　梢　　綾女
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６号
福島県いわき市四倉町字和具４番地の１　市営住宅３―16
破産者　志賀　明子
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第２７９号
岐阜市柳津町上佐波東３丁目41番地（杉山アパート　７号室）、開始決定時の住所岐阜市柳津町上佐波１丁目329番地
破産者　清水　康弘
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１１５号
岐阜県中津川市千旦林2574番地の３　ＮｏｒｔｈＷｉｎｇ105
破産者　可児　政義
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第２号
岐阜県多治見市小名田町６丁目324番地
破産者　水元　繁子
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第３５９号
兵庫県西宮市桜谷町11番58―102号、前住所大阪府堺市南区土佐屋台1367番地（谷口ハイツ16号）
破産者　福嶋　　楓
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４６１号
兵庫県尼崎市浜２丁目20番33―802号
破産者　和多利俊孝
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５３３号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目６番16号　フラットハイツ203号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目17番25号　プチグレイス７番館201号
破産者　**德**永　伸二
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５７号
兵庫県尼崎市潮江３丁目13番８号　ＳＯＥＤＡハイツⅡ中号
破産者　水野　昌克
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５８号
兵庫県尼崎市潮江３丁目13番８号　ＳＯＥＤＡハイツⅡ中号
破産者　水野　　圭（旧姓吉川）
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６２号
兵庫県尼崎市潮江１丁目15番１―505号
破産者　若松屋履物店こと　若松　正男
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第９３号
兵庫県芦屋市陽光町６番４―603号
破産者　清水　種夫
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第９７号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目11番１―1004号
破産者　秋山　政男
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６号
兵庫県赤穂市北野中423番地　ＢｉｇバレーＦ、開始決定時の住所兵庫県たつの市揖保川町山津屋171番地１　Ｖｉｌｌａ　やまっちゃ　206号
破産者　浜田　直人
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第２８８号
奈良市中山町1144番地の１　学園前コートヴィレッジ201号
破産者　坂本　亮三
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所